



～相続預金の払戻し制度(新設)～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



これまで遺産分割が終了するまでの間は、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済など資金が必要な場合であっても、相続人単独では相続預金の払戻しができませんでしたが、昨年の民法改正により、相続人単独で相続預金の払戻し制度が設けられました。

施行日:2019年7月1日(月) ※施行日以前に亡くなった方の相続預金についても施行日以降であれば払戻しの対象となります。

■家庭裁判所の判断により払戻しできる制度

家庭裁判所に遺産の分割の審判や調停が申し立てられている場合に、各相続人は、家庭裁判所に申し立ててその審判を得ることにより、相続預金の全部または一部を仮に取得し、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。ただし、生活費の支弁等の事情により相続預金の仮払いの必要性が認められ、かつ、他の共同相続人の利益を害しない場合に限られます。

【単独で払戻しができる額】 家庭裁判所が仮取得を認めた金額

(必要書類)

1. 家庭裁判所の審判書謄本(審判確定証明書)
2. 払戻しする者の印鑑証明書

■家庭裁判所の判断を経ずに払戻しができる制度

各相続人は、相続預金のうち一定額までについては、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。ただし、同一の金融機関(同一の金融機関の複数の支店に相続預金がある場合はその全支店)からの払戻しは150万円が上限になります。

【単独で払戻しができる額】

相続開始時の預金額 × $1/3$ × 払戻しを行う相続人の法定相続分
(注) 1 金融機関の上限額 150万円

(例) 相続人が長男、次男の2名で、相続開始時の預金が1500万円であった場合

$1500万円 \times 1/3 \times 1/2 = 250万円 > 150万円(上限) \rightarrow$ 払戻しできる額150万円

※複数の金融機関に残高をお持ちだった場合には、それぞれから上記限度額までの金額を引き出すことができます

- (必要書類)
1. 被相続人の除籍謄本、戸籍謄本または全部事項証明書(出生から死亡まで)
 2. 相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書
 3. 払戻しする者の印鑑証明書

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp